平成２６年（フ）第１０２２号
さいたま市岩槻区太田１丁目８番55―211号
債務者　渡邊　尚子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１１号
埼玉県越谷市大字大林500番地１　ライオンズマンション第２―403
債務者　森崎　秀典
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後３時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４９３号
埼玉県所沢市大字牛沼239番地の12　サマックス南山ハイツ202
債務者　鑪　　純一
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後３時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４８１号
大阪市淀川区東三国６丁目17番５号　ステラ東三国303号
債務者　宮原　俊明
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８８号
東京都八王子市大楽寺町105番地８
債務者　内藤　直樹
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３号
北海道標津郡中標津町東42条南１丁目１番地８
債務者　佐藤　雄哉
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１５１０号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３丁目15番15号
債務者　江上　利乃
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５３９号
横浜市都筑区東山田３丁目23番５―403号
債務者　根岸登志雄
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５４０号
横浜市都筑区東山田３丁目23番５―403号
債務者　根岸　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５１号
横浜市瀬谷区三ツ境69番地16　三ツ境南住宅２棟205号
債務者　山内　佳子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５０号
横浜市南区大岡４丁目14番Ｃ―305号
債務者　高橋　良祐
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１９号
神奈川県海老名市上今泉１丁目３番２―106号
債務者　中村　利子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６４７号
横浜市西区戸部町３丁目106番地
債務者　高橋きえ子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３３号
東京都国分寺市東元町２丁目18番12号
債務者　向野　　修
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７３号
静岡県磐田市鳥之瀬243番地２　鳥之瀬旬彩204、前住所石川県小松市沖町ト47番地　レオパレスアルタイル104
債務者　城間　威吉
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
静岡県浜松市北区細江町気賀1769番地の14
債務者　池野のり子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係